

# 2021年春闘 今後のたたかい方

2021年4月8日 自交総連

## I 第43回中央委員会以降のとりくみ経過

### 1. 第43回中央委員会で決定した統一要求と課題

自交総連は1月27日、第43回中央委員会を書面開催で行い、『コロナ危機突破、ライドシェア阻止 雇用を守れ、人間らしく暮らせる賃金確保 21春闘』をスローガンとする春闘方針を決定した。

「基本的な要求・課題とたたかいの力点」では、①みんなに賃上げを、底上げ闘争の強化 ②コロナ対策強化、職場権利の確立と「合理化」阻止 ③コロナ危機突破、ライドシェア阻止、政策要求実現——を確認。「たたかいの基本方向と組織の強化拡大」では、①学習春闘を重視し、全員参加で要求を練り上げる ②みんなで決め、みんなの力を合わせ、みんなで行動を ③地域に結集し、政治を変える春闘の前進を ④仲間を増やし、組織の力をつけ、魅力ある自交総連の確立を——を重視し、春闘の具体的な展開をはかることにした。

### 2. 具体的な闘いの経過と到達点

#### (1) 中央執行委員会で決定・確認した対応方針

3月4日の第4回中央執行委員会で「2021年春闘 当面する対策」を決定した（全文はホームページに掲載、闘争指令1参照）。

#### 【第4回中央執行委員会（3月4日）の決定要旨】

#### 1. コロナ危機突破、ライドシェア阻止のとりくみ強化

##### (1) 深刻化するコロナ危機への対応強化

- ① コロナは拡大し、バス・タクシーの営収も低下、深刻な状況
- ② 賃金確保のため、休業・雇調金、休業支援金の活用、最賃を確保
- ③ 身売りや廃業、事業再編などへの対策強化
- ④ コロナ対策の国の制度の延長、改善を求める政策闘争

- (2) 白タク合法化＝ライドシェア阻止のとりくみ  
デジタル化に名を借りたライドシェア推進を警戒し、ダイナミック・プ  
ライシングに反対、地域公共交通の充実を求める

## 2. 春闘での賃上げと確実な労働条件改善を

- (1) すべての職場組織が要求書を提出し、春闘決起へ
- ① 春闘と要求提出の意義を徹底、3月5日までに要求を提出する
  - ② 全労連・国民春闘共闘委員会の3・5中央行動、3・11全国統一行動  
に結集
  - ③ 回答指定日は3月19日までとする
- (2) コロナ対策以外の労働条件改善、職場権利確立の課題
- ① 運賃改定があった地方での「ノースライド」「運転者負担の見直し」
  - ② パート・有期雇用労働法による非正規労働者の格差是正、底上げ
  - ③ 職場権利の確立に関わる重点要求を定める

## 3. 国民の命と暮らしを守る政治への転換を

安定雇用の実現、最賃引き上げ、社会保障改悪反対、改憲阻止などの要  
求を重視し、全労連・国民春闘共闘などの国民的共同の諸行動に結集

## 4. 組織拡大強化計画を立て、すべての組織で前進を

- ① 「2021～22年 組織強化拡大2か年計画」にもとづき、各地連（本）  
は、3月末までに地方ごとに目標を決め、計画を策定
- ② 3～5月を組織拡大月間とし、宣伝にとりくむ。可能な地方では全労  
連最重点計画へのエントリーをめざす
- ③ ブロックごとに空白県・少数県を含む宣伝計画を立て実施

## (2) 統一行動及び省庁交渉等のとりくみ結果

### ① 統一行動の実施状況

統一行動の配置と実施状況は、次のとおりである。

2月1日 春闘スタート、コロナ危機突破、白タク合法化阻止 いっせ  
い宣伝行動（コロナの状況により可能なところは実施）

3月5日 自交総連中央行動

### ② 省庁交渉等の結果

3月5日 国交省交渉（高城委員長他11人） 情報電子版7号参照  
厚労省交渉（高城委員長他11人） //

全タク連要請（高城委員長他2人） //

4月2日 コロナ対策、ダイナミック・プライシングで日本共産党国土  
交通部会と懇談、国交省・内閣府レクチャー

## II 2021年春闘の現状と到達点、今後のたたかい方

### 1. 引き続きコロナ危機への対応と自交春闘の現状

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言は3月21日の首都圏を最後に解除されたが、感染者数は逆に拡大傾向となっていて、早期にリバウンドして第4波の拡大になる危険性がある。タクシーの営業収入は前年同月比で1月が44.1%減、2月が42.6%減と、非常に厳しい状況が続き、廃業や身売りの増大も懸念される。

このため、雇用の確保、賃金を確保して生活を維持するとりくみが、最重要課題として引き続き求められる。春闘要求で提出した賃上げや職場権利確立の課題は、旗を降ろすことなく追求しながら、労働者の生活を守るための緊急のとりくみを先行させて春闘にとりくんでいく。

### 2. 当面する重点対策と今後の闘い方

#### (1) コロナ危機に対応する生活確保

① 計画休業の実施、休業手当の引き上げに引き続きとりくむ。休業していないところでは、労働者が直接請求できる休業支援金・給付金を獲得する。

この間の厚労省交渉で確認してきた休業手当の算定の仕方（平均賃金・支給率）を活用して最大限の休業手当を獲得する。休業支援金は、非正規・シフト労働者でも活用でき、高齢・基礎疾患などでやむを得ず自主的に休んだものにも支給されるケースがあることを確認しているので、会社に休業確認の協力を取り付けることを第一に、仮に協力がなくても積極的に活用していく。

② タクシーは大幅な減収になっていることから、最低賃金の確保を重視する。厚労省交渉でも違法と確認をした停車時間を休憩時間とする手法や休業手当を合算して最賃法違反を逃れるやり方を許さず、確実な支払いを求める。

③ 雇調金特例の段階的縮小などの改悪を阻止し、同特例・休業支援金の延

長といっそうの改善を求めるとともに、エッセンシャルワーカーであるタクシー・バス労働者への直接支援、營收が落ち込んだ事業者への支援を国に求めていく。濃厚接触者の特別休暇制度、運転者へのPCR検査、ワクチンの優先接種などの対策を求め、国会での質問など日本共産党に協力を要請する。

## (2) 春闘要求獲得をめざすとりくみ

- ① コロナ対策に加えて、春闘要求についての交渉にとりくみ、とくに、一職場一重点要求の設定と実現をめざしてたたかう。
- ② 重点要求の獲得については、①タクシー運賃改定地域での運転者負担の廃止など社会的公約の履行、②均等待遇を実現するための非正規労働者の底上げ、③最賃違反を発生させない固定給を組み合わせた賃金体系の構築、などを重視して、職場の組合員の切実な要求に依拠してたたかう。
- ③ 4月中決着をめざし、要求前進をめざす宣伝・統一行動ゾーン（4月12（月）～16日（金））、春闘決着をめざす統一行動ゾーン（4月22（木）～28日（水））の配置を行う。各地連（本）は、統一行動ゾーンに、交渉・回答引き出しを集中させ、中核的組合の早期決着を促進し、追い上げをはかる。
- ④ 春闘解決に際しては、次の3点を重視する。
  - 第1＝コロナ対策と賃上げ、一職場一重点要求の実現
  - 第2＝白タク合法化阻止、コロナ危機突破などの政策要求実現にむけた共同の確認
  - 第3＝納得のいく内容での集約（全体的合意）と労働協約締結

## (3) ダイナミック・プライシング阻止、権利確保のたたかいの重点

- ① 2月の規制改革推進会議でタクシーへのダイナミック・プライシング（変動運賃制）等がとりあげられ、国交省もヒアリングで導入のための調査の実施を約束した。自交総連は、3月5日の国交省交渉で、その経緯や意図を追及し、3月17日に「タクシー運賃へのダイナミック・プライシング導入に反対する声明」を発表、報道関係、国会議員、障がい者団体、消費者団体、関係労組などにも送付した。

ダイナミック・プライシングは、ライドシェアをまねたもので、利用者

にも、労働者にも何の利益もなく、害しかない。その実態を利用者・国民に知らせ、世論を喚起するとりくみを強化する。作成したビラも活用して宣伝をつよめ、地方でも消費者団体、障がい者・医療団体、関係組合等への申し入れを計画する。

- ② ダイナミック・プライシングがライドシェア＝白タク合法化につなげる意図をもって提案されていることは、河野規制改革大臣、竹中平蔵氏の発言からも明らかであり、菅内閣のデジタル化促進の一環として、ライドシェア導入の動きもつよまりかねない。タクシーの公共性を守り、ライドシェア阻止の観点を重視してとりくむ。
- ③ 自動車運転者の労働時間等の改善基準告示改正の審議は、アンケートを終えて、改正内容の審議に入ろうとしている。実効ある労働時間短縮につながるものとなること、とくに休息期間11時間への延長を重点として要求していく。
- ④ 倒産・廃業や経営統合等の動きに警戒心を強め、発生時には即応できる体制を確立できるよう努める。

#### (4) 政治を変え、命と暮らしをまもる国民的共同のとりくみ

- ① 菅内閣のコロナ対策は不十分で、ワクチンの確保も後手にまわっている。国民の命と暮らしを守るために、PCR検査の拡大、労働者・国民や事業者への直接給付など支援措置の実行を迫らなければならない。悪政ストップ、政治を変えるとりくみを、全労連・国民春闘共闘とともに強化していく。
- ② メーデー、憲法集会等については、開催方法が例年と変更になっているので、それに対応して中央・地方で可能なとりくみを行う。

#### (5) 組織拡大を重視し、職場・地域内での加盟促進を

- ① 「2021～22年 組織強化拡大2か年計画」にもとづき、各地連（本）は、目標・計画を決め、組織建設委員（単組・支部1人以上）、総がかり推進委員（地方1人以上）の選任を含め、組織体制の確立を急ぐ。
- ② コロナ危機を通じて、労働者からの相談が増え、会社と交渉できる労働

組合の威力が知られて、新加盟組合が増えている。宣伝と対話を広げ、相談に応える態勢をつくって、組織拡大の前進をはかる。

鹿児島地連は県労連と相談して全労連最重点計画へのエントリーを決めた。高知でも相談がはじまっている。ほかの地方でも全労連最重点計画へのエントリーをめざしてとりくむ。

- ③ 組織強化拡大月間（3～5月）前段の到達点をふまえ、すべての地連（本）は、一桁組合の解消、職場内多数派への全身、組織強化の課題に重点にとりくむ。また、ブロック協議会の機能を発揮し、未組織宣伝行動を計画し、成功させる。

以 上